

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	鵜住居川漁業協同組合						
	住 所	釜石市鵜住居町第13地割17番地 6						
2 漁業権の免許番号	内共第12号（鵜住居川）							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	友釣り どぶ釣り	鵜住居川本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
			がら掛け	〃	10月1日から11月30日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域			禁 止 期 間			
		鵜住居川日ノ神橋下流端から下流の免許区域			9月1日から12月31日まで			
		長内川長内橋下流端から下流の免許区域						
	(3) 全長の制限	名 称			禁 止 に 係 る 全 長			
		やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル			
いわな			13センチメートル					
うぐい			10センチメートル					
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	1,500円	7,000円	組合事務所及び指定販売所
	やまめ さくらます いわな うぐい			餌釣り 擬餌釣り				
	ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,500円を加算した額とする。							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
		全魚種	あゆ	友釣り どぶ釣り がら掛け	24,000円	21,600円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所	
			やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り				
	雑 魚	やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円			
	5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。						
	6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、9月1日から12月31日までの期間内、次の区域においては川底をかくはんしないこと。 鵜住居川日ノ神橋下流端から下流の免許区域 長内川長内橋下流端から下流の免許区域						
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。							
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。							